

競技会規定

〔総則〕

- 第1条 本規定は日本学生航空連盟西部学生グライダー競技会（以下競技会という）と称する。
- 第2条 本競技会は財団法人日本学生航空連盟（以下本連盟という）寄付行為第4条に定めるところにより、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかりもって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本競技会の成績は、全日本学生グライダー競技選手権大会に出場する西部支部選手の参考とする。

〔本部〕

- 第4条 本競技会は本部を競技開催地におく。本部は本競技会の運営を総括する。

〔役員〕

- 第5条 本競技会に次の役員をおく。会長1名、副会長若干名。会長は本競技の運営を総理し、本競技会のすべての事務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その1名がその職務を代行する。

〔顧問・参与〕

- 第6条 本競技会には、顧問および参与をおくことができる。顧問は会長の相談に応じ、参与は競技会の運営に参与する。

〔委員〕

- 第7条 本競技会の事務を処理するため、本部に総務・競技・審判・整備・救護学生の各委員をおく。各委員は次に定める事務分掌に従ってそれぞれ所管の事務を処理する。
- 第8条 総務委員は次の事務を分掌する。
1. 一般庶務に関する事項
 2. 競技会の経理に関する事項
 3. 運営に関する事項
 4. 接待、渉外に関する事項
 5. 警備に関する事項
 6. 広報に関する事項
 7. その他の所管に属しない事項

- 第9条 競技委員は次の事務を分掌する。
1. 競技の進行に関する事項
 2. 競技用機材に関する事項
 3. 気象に関する事項
 4. 競技記録に関する事項
 5. 放送発表に関する事項
 6. 運営管理全般に関する事項
- 第10条 審判委員は次の事務を分掌する。
1. 競技の審判に関する一切の事項
- 第11条 整備委員は次の事務を分掌する。
1. 滑空機などの整備に関する事項
 2. 機材、競技用具、資材、工具等の設備に関する事項
 3. 機材の修理に関する事項
- 第12条 救護委員は次の事項を分掌する。
1. 救護に関する全般の事項
 2. 出場選手の健康管理に関する事項
- 第13条 学生委員は本競技運営を円滑に行うため次の事務を分掌する。
1. 総務、競技、整備及び救護の各委員を補佐する
 2. 宿舎、食事に関する事項

[参加資格]

- 第14条 本競技会の参加資格を下記のように定める。
1. 本連盟加盟大学航空部員であること
 2. 在学4年以内であること
 3. 休学中でないこと
 4. 有効な技能証明及び航空身体検査証明書（自家用操縦士・滑空上級）または航空操縦練習許可書を所持
 5. 本連盟諸規定に違反しないもの
 6. 本連盟以外で本連盟から招請を受けたもの
 7. 滑空機上級により、飛行時間が5時間または50回を越えたもの

[補則]

- 第15条 資格審査、競技、表彰など細部は別に定める。
- 第16条 この規定に定めなき事項については、役員の協議により決定する事ができる。

西部学生グライダー競技会

競技会規則

[総則]

1. この規則は、西部学生グライダー競技会（以下、競技会という）における競技種目実施の方法及び競技の成績順位を定め、競技会の適正な運営を図ることを目的とする。

[競技種目]

2. 競技種目は周回コース速度競技とする。競技は、あらかじめ指定されたコースを飛行し、飛行時間、周回距離、周回速度の優劣を競う。競技時間は別に定める。

[参加]

3. 競技に参加する選手はチームを編成し、チームごとに指定の申込書により申し込むものとする。各チームはチームリーダー（選手を兼ねることができる）をおき、チームリーダーはチームを代表して競技会本部との連絡にあたるほか、チームメンバーを適切に統率、監督し競技の円滑な運営に協力する。

[競技機材]

4. 競技機は上級滑空機とし、型式は制限しない。
5. 競技機は、いずれも有効な耐空証明を有するものでなければならない。バラストなど競技機の装備は各機に規定されたものでなければならない。
6. 競技機をはじめトレーラー、無線機など、参加するために必要な編成装備は参加者が準備するものとする。
7. 自記高度計、旋回点撮影用カメラを参加者が準備する。記録用紙は審判員が署名して封印したのち搭載する。カメラは時刻を写し込む事ができ、更に競技発航まえにピストの時計と照合したものを搭載する。
8. 競技機は競技開始までに、指定された整備・点検が行なわれている事を、審判または整備委員により確認を受けるものとする。

[保険]

9. 競技会の参加者は別に定める第三者賠償保険と傷害保険への加入契約をするものとする。

[競技の運営]

10. 競技はすべて競技委員の指示に従って行う。
11. 競技機は上級滑空機、発航方法はウインチ曳航とし、技能証明を持たない者は審判員同乗により競技を行う。
12. 各競技日の周回コースは、審判委員が選定し当日競技開始前に決定・発表する。

13. 競技の開始は原則として午前9時、終了は午後5時とする。
14. 競技機の飛行は離陸開始によって始まり着陸停止によって終了する。その飛行成績は競技機の出発に始まり到着または着陸によって終了する。
15. 競技機の「出発」とは、競技機が発航装置から離脱した時とする。
16. 競技機の「到着」とは、その飛行の終了にあたり、指定された到着線（フィニッシュライン）を通過した時、又は着陸のため接地した時とする。
17. 競技機の「着陸停止」とは、飛行を終わって着陸し、静止した時をいう。
18. 「旋回点への到着」とは、競技機が旋回点の垂直上方、または、その点の外側上方を通過した時（旋回点撮影写真に写し込まれた時刻）をいう。
19. 競技機が旋回点に到着した時は、そのことを写真撮影によって証明する。撮影方法は別に定める。
20. 競技中における指示・連絡・通報などは原則として滑空機専用周波数無線機を使用する。飛行中の競技機に対しては、競技委員以外の無線局から指示・援助を与えてはならない。ただし危険防止、救援活動のための通信を除く。
21. 無線通信不能の場合は、ただちに滑空場に帰り着陸しなければならない。通信不能機は、ピスト横のチェックポイントに来るまで翼を大きく振り通信不能であることを表示するものとする。
22. 飛行は昼間有視界行方式（VFR）のみとする。
23. 曲技飛行は行ってはならない。

[飛行の成績]

24. 飛行速度は、指定された距離を飛行時間で割って得られる平均速度とする。飛行時間は、出発時刻から、到着時刻又は着陸までの間に経過した時間とする。
25. 飛行距離は、地図上の各点の座標から計測された距離とする。
26. 競技者の飛行成績は、別に定める計算方式にあてはめて算出し順位を決定する。

[表彰]

27. 個人、団体ともそれぞれ上位3位までを表彰する。

[審判]

28. 審判委員は、競技者の順位に関する諸問題を決定し、緊急問題を裁断する。

[飛行の安全]

29. 競技期間中の飛行はすべて航空法令・規則及び日本学生航空連盟訓練関係諸規則にのっとり、安全に行わなければならない。

30. 上記の諸規則に違反した時は、その飛行は減点または無効とする。
- (1) 不注意による過失・・・50点の減点
 - (2) 規則・指示違反・・・100～200点の減点
 - (3) 危険な飛行・場外着陸・・・当日又は全期間を失格
31. 場外着陸その他危険を伴う飛行をした時もこれに準じて取り扱う。
32. 審判委員は、競技の継続が危険と判断した場合は、それ以後の発航を停止することができる。
33. 競技機の飛行速度は、各機の飛行規程に示された常用の範囲内であればならない。
34. 同一サーマル及び接近する上昇風帯（以下上昇風帯）における競技機相互間のセパレーションは次の通りとする。
- (1) 競技機は相互に高度差 150m以上又は最も接近する旋回経路の水平距離 500m以上を維持する。
 - (2) 先に旋回中の競技機を優先する。又先入機と同一方向に同心円で旋回する。
 - (3) 競技機は相互に他機を視認できる位置を保つ。
 - (4) 他機を視認できない場合は高度、上昇率、位置及び移動方向などを無線で確認する。
 - (5) セパレーションに違反があった場合は、審判員が警告を行い一回の警告につき 100 点の減点とし、2 回の警告を受けた場合当該飛行は失格とする。
35. 場周経路付近の機体は、場周に入った機体を優先する。
36. 競技者は、飛行の安全のため万全を期さなければならない。特に他の競技機との間のいかなる危険行為も避けることをたえず留意しなければならない。発航可能な状態になったら速やかに発航をしなければならない。

[補則]

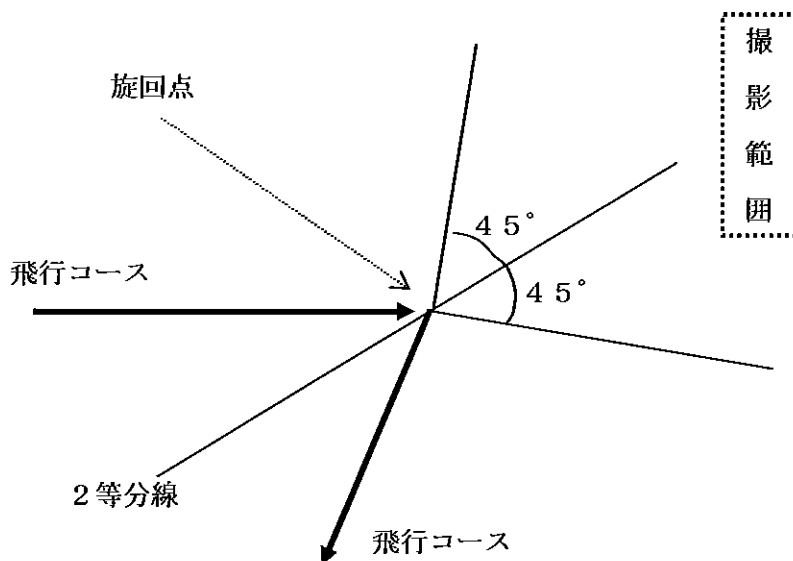
37. 緊急の場合は、この規則にかかわらず、競技者は自己の安全の為最善の方法とることができる。

第 23 回西部学生グライダー競技会
競技会細則

1. この細則は競技会規則（以下、規則）に基づき第 2 3 回西部学生グライダー競技会の運営に適用する。
2. 規則 2 の周回コースは、次の 4 コースとする。

(1) 格納庫—久住総合体育館—瀬ノ本高原ホテル	25km
(2) 格納庫—種畜場—沢水キャンプ場	10km
(3) 格納庫—雲海レストハウス—清水堤	25km
(4) 格納庫—竹ノ畑三差路—あざみ台	10km
3. 各選手の競技時間は、出発から 2 時間とする。
4. 旋回点の通過高度は 10km コースの場合 1450m QNH 以上、25km コースの場合 1650m QNH 以上とする。
5. 規則 3. のチーム編成は、選手 3 名以内と必要に応じて助手数名とし、2010 年 10 月 11 日までに所定の書類で出場申し込みを行うものとする。（当日消印有効）
6. 規則 9 にいう保険は次の通りとする。
 - (1) 第三者賠償保険
1 億円以上（対人＝一人 3,000 万円以上）
 - (2) 搭乗者傷害保険
4,000 万円以上（一人につき）
7. 競技の運営は規則 10～23 によるほか、細部は次によって行う。
 - (1) 競技の発航順は、チーム毎とし、最初の発航順は抽選により決定する。2 回目以降の発航順は着陸順又は場周コースに入った順とする。
 - (2) 競技機は発航可能な状態になったら速やかに発航すること。
 - (3) 競技は当日出場したチームの全ての発航権が一巡した時、有効とみなされ成立する。
 - (4) 索切れなど、曳航不調の場合は再発航する事ができる。その場合は、直ちに「キャンセル」を宣言して、速やかに着陸する。
 - (5) 旋回点を通過する時は「先入機優先」とし他機警戒に十分な注意をはらい、他機を妨害するような行為をしてはならない。旋回点では周回方向と同じ方向に旋回する。また、通過の前にピストへ無線連絡する。
 - (6) フィニッシュラインはピスト横外側、滑走路と直角な線上の高さ 300m（AGL）以上に設定する。フィニッシュラインの手前 2Km でピストへ無線連絡し、指定方向から進入するものとし通過後は速やかに着陸する。
8. 規則 19 の撮影方法は次の条件を満たすものとする。

- (1) フィルムは画面が 35mm サイズの白黒フィルムを選手が準備し装填すること。
- (2) カメラの時刻表示はピストの時刻に合わせる。
- (3) 毎飛行ごとに宣言板、ピストの時計、選手の顔、及びゼッケン番号を同一画面に映したものに引き続いて旋回点および時刻が写っていること。
- (4) 旋回点の撮影範囲



- (5) 旋回点写真には、自機の翼端を入れること。
 - (6) 旋回点が自機の翼、風防の傷や汚れ、他の航空機、雲の断片などにより隠れている場合でも、周囲の情景から当該旋回点である事が立証される場合その写真は有効とする。
- ① 旋回点の写真証明について、次の事項に該当する場合は各々 50 点の減点とする。
- (イ) 宣言板、時計、時刻、ゼッケン番号、選手の顔、機番が判読出来ないもの (各々 50 点減点)
 - (ロ) 旋回点が画面内に無いが旋回点に達していると推定できるもの。
 - (ハ) 現像ミスなどによる障害、旋回点到達が推定できるもの。
 - (ニ) 旋回点撮影範囲外で、中心線から両側に 45° を越え 90° 以内であるもの。
- (7) フィルムは選手の責任で現像し、切断していない一本の長さのままで、選手名、チーム名を明記し、競技会本部に提出する。ただし、特別な事情により競技委員の許可を受けた者はこの限りではない。

(8)デジタルカメラを使用する場合の条件は別紙に定める。

9. 競技者の当日の飛行成績は、次の計算式に当てはめて算出する。

P : 獲得点 = $500 \times (R_d + 2R_v + 0.5R_t)$

R_d : 距離得点係数 = 各選手の飛行距離[km] ÷ 当日の最大飛行距離
(第一旋回点のみ、および周回が成立した場合に有効)

R_v : 速度得点係数 = 各選手の速度[km/h r] ÷ 当日の最高速度
(コースを周回した場合に有効)

R_t : 滞空時間係数 = 各選手の滞空時間[秒] ÷ 3600
(競技機の出発時刻から1時間を有効とする)

10. 各選手は各競技日ごとの最高成績1フライトの得点が与えられる。
11. 競技の個人成績は、各選手の競技日ごとの得点の合計とする。
12. 競技の団体成績は、各チーム毎の個人成績の合計点とする。ただし同一大学から2名以上の選手が参加しているチームにのみ団体成績を与える。
13. 選手は場外着陸場を事前に調査し設定した上で、飛行すること。万一、場外着陸した場合はその飛行の得点は無効とし、機体破損等の事故が発生した場合には失格とする。

以 上

記録用デジタルカメラの取り扱いについて

1. 学生グライダー競技会の旋回点撮影記録用デジタルカメラの取り扱いについて定める。
2. 競技での使用方法
 - イ) 競技に使用する前に、メディア挿入部カバーのシールドを受ける。
(1回受ければよい)
 - ロ) 競技に使用する前に、全コマ消去の状態カメラ本体をピストに提出してシールドを受ける。
 - ハ) 競技機に取り付け使用する。
 - ニ) 旋回点画像を確認後、カメラは返却する。
 - ホ) 電池交換などでシールドを取る場合は、事前に審判委員の了解を得て行う。
 - ヘ) 途中でシールドを開封したときは、競技使用前と同様の確認を受ける。但し、撮影画像を保存したまま行う場合は、競技委員立ち会いの下、電池などの交換を行い、シールドを行う。
3. 競技委員の確認事項
 - イ) 競技前に、カメラ本体のメディア挿入部のシールドを確認する。
 - ロ) 競技前に全コマ消去を確認する。
 - ハ) 競技終了後、競技委員を含めて2名以上で提出されたカメラ本体のメディア挿入部がシールドされているのを確認する。
4. 旋回点確認時
 - イ) カメラ本体にビデオケーブル、ACアダプターを接続する。
 - ロ) 宣言板、時間、旋回点を判定する。
 - ハ) 選手にカメラを返還する。

減点などの基準

1. 写真

宣言板、時計、時刻、ゼッケン番号、選手の顔が判読出来ない	各50点
旋回点が画面内に無いが旋回点に達していると推定できるもの	50
現像ミスなどによる障害、旋回点到達が推定できるもの	50
旋回点撮影範囲外で中心線から両側に45°を越え90°以内	50
フィルム、自記高記録など提出時限から30分以内	50

2. ゴール通過高度(QFE)

減点ゾーン 250m~300m未満	50
不通過 250m未満	Rv=0

3. セパレーション違反、他機妨害など

1回目の警告	得点から100
2回目 //	得点から200
3回目 //	以後失格

4. 低空飛行；

低空違反	得点から200
低空進入	得点から200および当日失格
危険な低空飛行	以後失格

5. 高度、空域違反

自記高度計から高度記録が判定できないもの	50
制限高度、競技空域から脱したもの	当飛行失格

6. 場外着陸

滑空場	当飛行無得点
その他場外	当日失格
人身事故、第三者に被害	以後失格

7. 無線通信

ピストの指示に応答しないもの	当飛行失格
----------------	-------

8. 危険な飛行

過失	当日失格
故意、技量未熟	全期間失格
人身事故、機体が大修理に該当する事故	当該チーム以後失格

9. 基本操作不良

ウインチ曳航の上昇角過大	当日または得点から100
場周飛行の高度または経路不適切	// 100

10. その他規則、指示違反

軽度の違反、過失	当日または得点から50
規則違反、指示違反	// 100
重大な規則違反	// 200

11. 減点基準の基本的なルール

- ①減点後の得点が0点以下の場合は、0点とする。
- ②100点以上の減点2回で翌競技日に競技に出場出来ない(当日失格を含む)
- ③3回目の100点以上の減点で当該飛行無効、以後失格
- ④200点以上の減点で翌競技日失格
- ⑤200点以上の減点2回で以後失格

電話番号表

日本学生航空連盟	関東支部) 03-5540-7441
〃	西部支部) 092-623-8880
	fax) 092-623-7007
学生宿舎 (久住交流センター)	fax/tel) 0974-76-0250
久住滑空場携帯	ピスト運航時) 090-3320-5774
久住格納庫事務所	0974-64-3911
	fax) 0974-64-3909
大会期間中 滑空場連絡用携帯	常時可) 090-3321-0303
福岡航空交通管制部 管制室	092-607-7111
熊本空港事務所 運航情報官室	096-232-2925
熊本地方气象台 熊本空港出張所	096-232-2851
大分空港事務所 運航情報官室	097-867-3773
大分地方气象台 大分空港出張所	097-867-1190
竹田市久住総合支所	0974-76-1111
竹田警察署	0974-63-2131
〃	久住派出所) 0974-76-1131
竹田市消防署	0974-63-0119
〃	久住分署) 0974-77-2119
加藤内科医院 (久住町)	0974-76-0008

注意事項

1. 気候

海拔800mの高原です。朝夕冷えるので、セーター・ジャンパーを持参のこと。日中は日差しが強く、帽子・長袖シャツが必要。紫外線も強烈なので日焼け止めクリーム等の準備、雨対策に雨具も用意。

2. 滑空場

阿蘇くじゅう国立公園内にあり、久住町所有で、地元の白丹中部牧野組合が管理している牧草地。自然を大切にし、草花を採らないこと。草地への車の乗り入れは禁止。宿舎から滑空場まで車で20分。格納庫内の整理整頓を心がけること。2万5千分の1の地図（国土地理院：宮原及び久住）を参考にすること。

3. 宿舎

合宿所は、久住町旧町民センターの久住交流センターを借用している。風呂は宿舎と別で、民宿「久住」の温泉（宿舎より車で5分）と白丹温泉「ふれあいの湯」（滑空場より車で5分）の二カ所を利用していますので、一般の入浴客に迷惑をかけないこと。食事は三食とも、合宿所センター近くの「足達ストア」給食部門に委託、宿舎で調理して食事。

4. その他

休日などには、ライダーの観客などでかなりの人出が見込まれるので危険防止、トラブル防止に注意を払い、規律正しく。